日蓮聖人と国家

(日蓮宗現代宗教研究所研究員) 藤 﨑 善 隆

うか、 Ŕ 勉強をしてみようという風に思いました。それで、先ほど西欧近代国家という言葉が出ましたけれども、 を唱えていらっしゃるお姿を拝見しまして、 ていただいて、現地の信者さんとの交流をさせていただいたんですが、大変に熱心な信仰をなさって、 の三月に、全日青の海外布教というのがありまして、シンガポールとマレーシアのペナン島の、 在でいう、その愛国心の 言葉が出てきますが、愛国心というのを法律で定める、 ながら、 ないというわけじゃないですし、 おはようございます、藤崎でございます。 その愛国心の「国」、というのは何なんだろうか、西洋近代国家の枠組みの中で、 何を示すんだろうか、そういったものを、疑問を持ったからであります。 そうい いらっしゃるのかなと、国というもの、 緒にお題目を唱えたのですけれども、果たして日蓮聖人が、今のこの中で、(海外に布教することは 日蓮聖人と国家という題目を選んだのかといいますと、 たものを見出すことはできないだろうかと、 「国」という範囲だと思うのですが、では、日蓮聖人が立正安国と言われたその国というの それは大いに進めるべきことだと思うんですけども、)どういう認識をお持ちに その時は素直に、日蓮聖人もさぞ、喜んでいらっしゃるんだろうなと思 日蓮聖人と国家という題目で、 国家というものを読み解きながら、その答えというか、 定めないというのは、 いう発想のもとに、 最近、 研究発表をさせていただきます。まず、 特にその疑問を大きくしたのは、 色々議論がある所だと思いますけれど 教育基本法改正の中で、愛国心という この日蓮聖人と国家という題目で、 日本の法律が通用する所が現 開教師の元に行かせ 熱心にお題目 捉え方とい 日蓮聖人の 今年

け

朝廷、 5 と思います。 時代は、 とした勢力が上皇方に勝ったと、 た平家の政権、 てありますが、 状況というか、 るのも事実だと思います。 は実質的な権力を持っておりません。 れ北条得宗家が全盛期であった時代である、という風に言われております。 未だにこういう感じで時代は認識されると、 それに当てはめた上で、 執権という立場の方が、政治を司っていた。まあこれは後で言い換えなければいけない言葉ですけれども、 時代認識を見直す、という意味合いで、最初に、宗祖の時代ということで、その歴史の、 院が支配力を失って、 わゆる、 日本に限らずどこの国でも、 源氏の将軍が途絶えた後、 日蓮聖人の時代は鎌倉時代であります。 しかし、 平安末期に至って、武士が台頭してくる、そして、第一回目の源平の争いを経て、 朝廷方と言われる後鳥羽上皇を始めとする、 しかしながらどうしても我々は、 が誕生し、その清盛の死後、 国家の捉え方を勉強してみましたので、まずそこから入りたいと思います。 国家という、 それはほんとにそうなのか、 そういった点からまず、 武家政権たる鎌倉幕府へ権力が移った、これが、 日蓮聖人の御遺文を拝して、お考えを辿っていく必要があるだろうということで、 国というものをどのように捉えておられたのか、その状況を、 いうことで、完全に、鎌倉幕府に権力が移ったという、これは教科書で勉強する 院ですね、 当然今のような西洋近代国家の枠組みで理解できるような、 承久の乱、これは一二二一年、日蓮聖人のお生まれになる前の年であります 平氏の政権が打倒されたあと、 上皇或いは法皇を始めとする院が、権力を握ってたんですが、 近代国家の枠組みのもとに、 いう風に思います。 という所で、 歴史学の立場から、 鎌倉時代のしかも、 勢力に対して、 まず、 朝廷 考えてみたい。一番の、 日蓮聖人の実際に生きておられた時代、 源氏の将軍は途絶えて、 (院)、 鎌倉幕府、 そこに至る経緯としては、ここにも書い 源頼朝によって、 国というものを考えてしまいがちであ 般的なというか、 朝廷と言っても、 北条政子、 第一 鎌倉幕府が成立、 歴史学の中での研 まず、 ①と付けております 番目、 平清盛を中心とし 北条義時を、 国ではなかったは いわゆる北条得宗 分かり易い 当時はもう天皇 我々は見てか 政治というこ その いず

体制論、 が、 と幕府、 なか難しくて理解するのにちょっと大変なんで、これを端的にというか、 幕府・寺社という権門による支配、 黒田俊雄という方の、 以来の性格から根本的に脱却し、 をしてあります。 た荘園支配を遂行するこれらの諸権門を、 夫先生の本のコピーであります。 を少し読んでいただいて、 番に挙げました、 諸機能を分掌する体制を構築していたことを指摘すると、そしてその上で、 て区別の権門を超越する国王としての役割を担っていたのは これ まず、 権門体制論と呼ばれる独自の中世国家論の構想から、 王は依然天皇であって、院庁 な武家政権が誕生した、石母田正氏の領主制理論、 、これは、 及び寺社勢力が共に荘園支配を基盤とする封建領主階級 と書いてある紙ですね。 が権力が移ったという考え方で、 ①のAの、三角印がついている所、そうした中で、一九六〇年代に入ってという所ですけれども、 天皇を国王に措定する国家論、 今では違うというか、 また義江彰夫氏は 権門体制論という論であります。 理解を深めていただければと思いますが、資料の①―Aと書いてある、 今回の発表は、この本を基にしている部分が大きいんですけれども、 そちらをご覧いただければと思います。これは、 法行政を担う朝廷と軍事・検察を軸とする武家が多元的に並立する、 ということです。これについて、色々資料を付けてみました。 ・幕府などは本質的に権門の閉鎖的支配機関であった、 「以上の事情 考え方をちょっと見直さなければいけないということで、大事なの 被支配人民に対峙する支配権力総体として捉えた場合、 幕府を中心とする中世国家の、 現在はこの天皇に院を加えている研究者が多いそうでありますが、 から、 この時代に国家権力は、 括弧して、 中世の国王に天皇を措定したのが黒田俊雄氏である。 佐藤進一氏の東国政権論などという、 あくまで天皇であった」と、 (権門)であるとみる黒田氏は、 要約で説明してありますが、 د يا 簡単にまとめた文章がありますので、 わゆる古代的な公家政権が 院政期以後、 社会全分野 神仏王権の中世というこの佐 と述べて、 鎌倉・室町時代にお を一 いうような形で、 こういう理 元的に包括する古代 荘園領主たる公家 というのは それらが国家支配 それぞれが完結し 権門体制論 その中で、 という形に転 権門体制 打倒され は次の二 論があり それ 藤弘 顕密 なか 「こ 7

た、 に 持っていた、 第に拡大する傾向を持っている」と述べています。要は、朝廷が、というか公家勢力が、この幕府の成立、 化した。もちろん、 威であります。 強をすると出てくるんですが、いわば、 による支配を受ける荘園というのは、不輸不入権などに代表される閉鎖的な支配、不輸不入という言葉は日本史の勉 強すると次のレジュメに戻りますが、上記②の云々と書いてある部分ですが、②の下の最初の米印ですけども、 倉時代の、 体制論であります。 に言えば承久の乱で打倒されてなくなってしまったわけではない、依然、公家勢力、そして寺社勢力が大きな権 のへの関与や守護による諸国一般行政への介入などは、それを物語っており、 志がなかったなどということはできない。 う風に捉えられる時代、 た存在 天皇家、 院の意味というのは大きな意味を持っておりますが、 独自の支配権 組み合わさった時代、そして、 ほんとの日本の姿であって、このような荘園が、なんでブロック的に絡み合ってるかというと、それぞれ 或いは公家、 一元的にどっかに支配をされていたわけではないんだ、というその捉え方が、この黒田俊雄氏の、 即ち、 それによって、本来ばらばらの、ブロック的に組み合わさった国が、一つの要としてまとめてら この天皇であった、 だからといって朝廷が軍事・検察部門からいっさい手を引いたとか、 閉鎖的な支配権を持っていて、外部からの介入を許さなかったからであります。まあ日本史を勉 荘園領主、 その荘園の中では全てが完結してしまって、外部の支配を受けないということです。そういう これは天皇が頂点に据えられていたという根拠は、 幕府、寺社、こういう、それぞれの支配のブロック的に絡み合っている時代、これが、 荘園というのが大きなポイントになってくるんですけれども、荘園の支配をしてい そういう風に捉えるのが、 その組み合わさりの中で、 簡単に言うと、持ち出すこともできないし、そこから入ることもできないと 朝廷検非違使庁、 そこに全てが集中していたわけではない、 諸国検非違使の存続や、幕府の地頭を介しての収取 この黒田俊雄氏 しかし、天皇は、その頂点に据えられていたと、 神の子孫だと、 時代の経過と共に武家の統括内容は次 この権門が 体制論です。 幕府が他分野への関与の意 いう権威、 ということで 或い 権門 の意 れて は更 行政 鎌

遠に 下の鎮護国家思想で国から寺社に対して経済的に支援ができない状況が生まれたために、 社の性格というのはだいぶ変わってきた。ここで、王法仏法相依論とか国土即仏土論て書いてありますけども、 きな関係を持ってくるのが、この権門体制の中に入っていた、 n の法律だと思ってください、仏法は、 の介入を防ぐために生まれた論理であります。王法仏法というんですから、 して自らの経済基盤を固めたわけですけれども、その荘園領主化、 を絞りますので、 の状況であったのか、これも、考えを一応、及ばせていかなくてはいけないと思います。先ほどの、 いうことであります。 天皇の存在、それが認められていた、そういう時代だった、ということで捉え直しをしてみればいいんじゃ えば寺社も大きな勢力でありました、 で捉えるのは誤りであって、公家政権が極めて大きな、まだ勢力を持っていた、そして、この公家、 様なんだ、だから王法が仏法に介入しちゃいけないと、いう意味合いの論理だと思ってください。 わゆる南都六宗に天台と真言を加えた八宗、それの、寺院の荘園領地化、これは、 おい 不輸不入の権利を主張したり、 いわゆる、 捉え直しをしていただければ、 ては認められて、 お互いに寄り添って存在してる、だから仏法がなければ王法はない、 先ほど申し上げた荘園の不輸不入権の関係で、 仏教の中でいけば八宗ですね、鎌倉仏教と言われる新仏教が成立していない時代を見ますと八宗、 そして、二番に入ります。宗教、 お寺が支配をしているんだ、 或いは国 その管理する寺社の持つ法律、法、いわゆる仏法ですから仏の教えですね、 その寺社による支配、 という風に思います。 土即仏土論というのは、 仏教、 そこに介入すると罰が当たるぞ、 そしてその、 古代の律令国家、 外部勢力による、 宗教ですね。どういう仏教の状況であったの いわゆる寺社の領域であります。ここで、仏教に、 即ち世俗化にも繋がりました、 国土は全部仏様の土地なんだ、 まとめた中の、 王法と仏法、 江戸幕藩体制のような統 自分の、 王法がなければ仏法はない、 鎮護国家、 寺は寺として、荘園領主と 王法というのはい というような、 すなわち寺の領土、荘園 総体的な権力の頂点に ζ) それによって、 わゆる律令国 幕府、 権門体制と、 そういう理屈 簡単に言え わゆる国 家の お互 かと 寺 そ 的

ずれ た、 という所に書いてあります。これも、 教の成立によって、 聖人のお生まれになる前の時代であります。そしてここでも、 る 古代仏教のたんなる生き残りではなく、 論がないと顕密体制論はないんですけれども、矢印、三角で付けた所で、「黒田氏は同書、 らいで揺らぐものではありません。従って、依然として、大きな勢力を持っていたのが、ほんとは、 な時代でありますので、 論稿において、 その基盤を固めていたのが、こういう時代、 勢力を失ったんだという風に、 いわゆる、 面 荘園領地として極めて大きな経済力を持って、極めて大きな勢力を持っていた、それは、その新仏教の成立ぐ 鎌倉仏教が成立と、特に法然の専修念仏が出るに及んでは、 顕密主義ともいうべき共通の理念を媒介として共存の秩序を作り上げるとともに、 においても、 天台真言を中心として考えてやるのを顕密主義と言っているわけですけれども、 世の支配体制 な存在であった。 八宗、 従来研究の主座から外れていた旧仏教 だという風に思っていただければ分かり易いと思います。 (<u>/</u> と言われる宗派の寺院だ、ということですね。それが、また資料でありますけれども、 中世において圧倒的な位置を占めるものであることを力説された。 わゆる古い、 旧仏教の存在価値というのが段々薄れてしまうように思いますけど、 (権門 延暦寺や興福寺をはじめとする権門寺院は個別領主として分立し対抗しあっていたので 体制 仏教、 ついつい思いがちというか、どうしてもいろんな宗派の祖師が出てきて、 先ほどの本と同じ本ですが、顕密体制論というがありまして、これは権門体制 0 中世荘園社会の成熟に対応して荘園領主 南都六宗を始め天台真言の宗教が、ここで打倒された、 翼を担っていたのである」、こういう見方です。 日蓮聖人のお生まれになる前の仏教の世界の時代です。 (顕密仏教)こそが社会的勢力・宗教的権威・ 先ほどの鎌倉幕府と同じような感じで、この鎌倉新仏 極めて大きな衝撃を与えていった、これが そういう形で、 (権門寺院)として再生した。 しかもそれらの顕密諸宗は ۲ ر およびそれに続く ですから、 国家権力と新たな形で癒 その顕密仏教を中心とし 先ほど申し上げました わゆる、 なくなってしまっ 思想的影響力 南都六宗北嶺 顕密とい ① の B 連の そ

ジュメの二枚目に、いってください。これらを踏まえて、 制 て、 代の狭間であったことは事実であります。 安国論の、 そういう状況であった、で、これを日蓮聖人と無理矢理結びつける必要はないと思いますけれども、 教の圧倒的影響力に中世の仏教勢力の主流はあくまでも旧仏教にあるという風にここに書いておきましたけれども、 教の状況を見るにあたって、法然上人の念仏、 は の影響は大きかった、 ていたんだ、ということであります。 まったというのは間違いで、未だその影響力は強かったんだ、 いう理解をするのは間違いで、権力の総体として、この顕密体制というのが存在して、それが権門体制の一翼を担っ の中に、 それが国家の支配体制の中に癒着した、 天台宗の、 たわけではない それだけ比叡山が力を、戦国時代まで持ち続けてきた、ということであります。ですから、 これはあくまでも参考ですが、 日興書写本の中に出てくるものです。それだけ天台宗の影響は大きかった、天台宗を始めとする顕密仏教 存在していた、 正統の継承者という自覚をお持ちでありました。参考に、天台沙門という言葉をつけましたが 確かに、 軽視されてしまって、 顕密仏教を中心にした宗教構造は依然として残っているわけであります。 ということで当時の宗教の世界の状況をご理解いただければ、という風に思います。 当然それ以前の影響力というのは全て拭いきれずに、 という見方、これが顕密体制と言います。そういう状況が、 大きな変化の時代、 まあ、それをだいたい同じようなことをまとめて、 織田信長が、 旧仏教が鎌倉新仏教の成立によって押されてなくなって、 しかしながら、 即ち、 浄土宗が、ものすごく流行して他の宗派は黙っていたのかとか、 いずれは、 荘園支配という権門体制で、 織田信長が比叡山を焼き討ちしなければいけなかったとい 宗祖の時代とはどういう時代だったのかということで、 それが革命的に、 武家に政権が委譲されていくわけで、 ということを、 体制が打倒されて変わった、 そのまま、 まず前提としておいておかなけれ 翼を担う形で、 事実としては存在してい 残り続けてい 延暦寺を中心とした、 そうした時代の国 時代、 その大きな変革の時 勢力を弱 実際日蓮聖人 その時代の宗 がらっと変 荘 そう 旧仏 立正 うの てし ま

ず、 か、 術的 る ているし、 漠然としてなかなか掴みが取れないものですから、 勅許を受けてない まとめて書きましたけど、 されています。 先ほど法然上人の話が出ましたが、 その例として、二つの違いを挙げてみました。当時の伝統仏教との違い、ということで、 ので、では、同じ立場で、 て書いたものがありましたので、それを出してみました。「日蓮の宗教は、教理の上では天台教学を基本的に継受し れを次で見ていきたいという風に思います。で、宗祖の立場ということで、 こういう状況を踏まえてた上で、 ての自覚を持っておられたのが、特に初期の立場です。そして、それが伝統仏教も当然、 して次に見てみたいと思いますが、先ほどの天台沙門という言葉もありましたけれども、 のに加えて、 正法の相承という風に言うんですが、正しい教えを受け継いでるか、ということ、それを根拠に、 整合、正しい間違ってるはひとまず置いといて、これを見ると、日蓮聖人は、 (中略) 要素や神仏習合の要素を内包している点で、いわゆる鎌倉新仏教中、最も伝統との連続性が濃い。 伝統仏教の念仏批判の主流だったそうであります。 またそれが一方において、 その宗教態度において基本的に新仏教の刻印を受けている」、この文章の中身のですね、 その方法が、違うと、 伝統を脱却してるんだという、いう風な理解ができるかな、 L 正法を受け継いでるわけでもない、 日蓮聖人が、見ておられたのか、というと、必ずしもそうじゃない部分が見えてきます。 勅許というのは天皇の、 では、 強く出された時代でありますが、伝統仏教の側も、当然日蓮聖人も、 いうことで、伝統仏教側の念仏批判の根拠というのが、 個人の救済だけでなく強く法華経による国家の護持を説き、 宗祖日蓮大聖人は、どのように国家の像というのを捉えておられたの 丸山眞男氏の講義録から、 天皇家の、 これは、『興福寺相承』 だから、 朝廷の承認、 法然上人の念仏は駄目だ、 書いておきましたが、 許可ですね。 という風に思います。それぞれを分析 日蓮聖人のその宗教について、 というものに、 極めて強く、 念仏批判というのが当然、 正統を自負しておりました その正統天台の継承者とし そして相承 勅許と相承という風に そういう風に明 伝統の上に立ってい という批判をしたの 他方において、 ただこれだけだと 善し悪しとい 法然上人は にもかかわら これは正 念仏を批判 確に 呪 そ

すが、 る、 ういうことで、 して、 ります。 違った、 教団は見なしたわけです。それに対して、 たですね。そして、 教の正統意識は、 仏 記されております。 から、伝統を受け継いでいると言いながら、 宣を蒙らず」と、これは 仏教の立場であります。それに対して、 を持ってる以上、そこが正統であるという、 の教義的な優劣、 仏法のもとに王法がある、という、 という風に思い いわゆる、 いわゆる勅許という、世俗権力によって保証される必要があるんだということを自認していたのがこの、 「謗法の者を対治すべき証文を出さば、 仏の慈悲によって与えられた法華経の志向性によって、それを、 その世俗権力を日蓮聖人は、 という風にとらえることができる、 また、 日蓮聖人の批判も、 先ほど正統天台という話が出ましたけども、 勅宣を含めた王法、 その勅許と相承に拠っていた、正しい法を受け継いでいる、この正しい法は法華経とは限らなかっ 勅許、 ます。 ということを挙げて批判をされております。 それに対して、 『破日蓮義』という、天台宗の円信という方が書いた文章に出てくるものでありますが、 二番目の、 天皇から認められて存続、宗を興してあるということで、自分は正統なんだと、それ 同じ勅許と相承を根拠として批判をし、 日蓮聖人の念仏批判というのは、 国家権力によって認められた法よりも、 どのように捉えておられたのか、ということで、 守護国家論に見える世俗権力の役割、 明確な意志を持っておられた、これが日蓮聖人の正統意識であります。 日蓮聖人を批判して伝統仏教が言うには、「三国の相承に及ばず、一仁の勅 日蓮聖人は独自の正統意識を持っておられた。これがまた、 強い意志を持っておられた。 という風に思います。 日蓮聖人の態度というのは、 これに二あり。 正統意識の違いも、ここで見ることができます。 一には、 ですから、これが決定的に、 その中で、 あくまでも、 仏法をもって国王・大臣並に四衆に付嘱する 極めて、 受持する以上はそこが正統なんだ、 勅宣などの世俗権力に保証される必要はな 日蓮聖人も異端であるという風に、 ということで、 今、 法華経という仏法が上位に位置してい その、 世俗権力という言葉が出てきまし 法華経を中心として、 世俗権力の役割を探ってみた 以外の伝統教団とは大きく ご覧をいただきたい 伝統仏教との違い 法華経を中心 法華経と念 法華経 です 伝統 であ そ

割なんだ、 法を守るために悪法を禁圧して、正法を立てなければいけない、そういう義務を負っている、 至高の存在であると認めているように取ることができます。ですからここでも、 の主宰の方であるわけですから、 天皇のご在世の時代だったそうであります、ですから、明らかに、当時の天皇を意識している、 ますと、よく言われるのが、「立正安国論を幕府に提出している、ということは、 とめてご説明をしたいと思います。歴史学的な立場、先ほど見ました通り、 いうのは、どこにあったのか、ということが、今度問題になってくると、いう風に思います。で、 仏法を国王に委託したのであるから、国王は悪法を禁圧して正法を立てる義務を負ってるんだということを主張され きますと、②のAです。富木入道殿御返事に、人王九十代、これは、ちょうどお書きになった時代が、九十代の亀山 いう風に認識されていたんじゃないか、という風に捉えるのが、一番、捉えやすい考え方なのではないかと思 ことを明かし、二には、正しく謗法の人の王地に処るをば対治すべき証文を明かす」ということですが、要は、 意識していたことが分かります。 即ち、 の所在ということで、佐藤弘夫氏の、これは先ほどの、この文章ですが、特に、日蓮聖人の考え方について、 釈迦仏は、 或いは院である、という見方をするのが一般的でありますが、では、日蓮聖人はどうだったのか、と言い 即ち、 幾つかの資料を見ていきたいと思います。①に、人王九十代、という記述です。これは、資料ご覧い ということをここで明かしているわけであります。そして、その、 日本国王というのは、幕府の権力者であると、いうことであります。しかし、それがほんとなのか、 譬えば我国の主上のごとしと書いてあります。主上ですから、 仏によって仏法が国王に委託されているのですから、 その釈迦仏と、 また、もう一つと、 天皇を喩えて用いている、 次の、②のB、 世俗権力の役割というのはですね、その、 これは逆の見方で、 権門体制の理論から、 ということは、 世俗権力を持つべき、支配者、 これは天皇です。 日本国王を天皇とみなしている日蓮 日蓮聖人は王権が幕府にある」と 天皇が 見ていただくと、 それが、世俗権力の役 ということ、王とし 釈迦仏は、この世 王権の持ち主は天 国家の支配者 日 国王と ただ 至 ま

れが、 ٤ て、 と思います。まずざっと見てみますと、 聖人の考え、 を蒙けるか。 けるには れている例であります。そしてまた、 は天皇のような存在にあてられるわけでして、その一般論の王として、天皇が用いられている、こういう区別 はここでは捉えておられた、という風にとるのが正しいのではないかと、 1をご覧ください。 わる時代でもありまして、それは後ほど、触れることに致しますが、基本的にはこの国王と国主の関係、 日蓮聖人は国王と国主という言葉を分けて、使っておられます。 そして国主を幕府として捉えておられたと、いうのは、 佐渡流罪の前と佐渡流罪の後で、だいぶ、使い方が混乱する時期がございます。これは、 天皇を指している、 当時徳政令というのが出てましたけれども、直に政治を行っている方が、 北条氏であり幕府であります。 らせて候国 『四恩鈔』 多の国主に生れ値ひ奉て、 というのが見てとることができます。 法華経流布の国主に値ひ奉り、其国にて法華経の御名を聞て修行し、 という問題が出てきます。そこで、三枚目のレジュメに、 時間の把握の基準として、天皇の在位を認識していた、ということは、 主には未だ値 これは立正安国論です。「若しくは万民百姓を哀れみて、国主国宰の徳政を行う」、と書いてあり というのは、 と捉えるほうが理解しやすい、 まいらせ候はぬかな。」 日蓮聖人、 或は寵愛の大臣関白等ともなりけり候けん。 Aの2のほうで、三角で印を付けてある所ですが、「無量劫の間六道に回 一方、国王というのは教典などの記述、 国主というのは目の前にあって実際に諸政策を遂行していた為政者、 伊豆の流罪中にお書きになった文章です。ですから、 これは同じように他の中で、 理解できる場合というのが、 という記述がございます。 他の御遺文を拝読しても、 ただ、前期、 いうことであります。 国王と国主ということで、ご説明をしたい 仏典を見ると、だいたい国王というの 国主、という名前で、ここで用 国王という言葉を用 若爾らば国を給り、 是を行じて讒言を蒙り、 ここに国主と何回 いわゆる佐前、 殆どであります。 明確であります。 天皇を国王として、 日蓮聖人の天皇観が変 そうしますと、 極めてこの流罪と 佐後、 ている時に 資料の③の 佐渡 国王を天 H 即ちこ 蓮聖人 に行 り候 0 前

ず、 れ けであります。 に、 然インドです 日 があります。 ります。では日蓮聖人はその権門体制の中にいて、同じような考えをまた持っておられた、それは先ほどの、 更に言えば、 ておりまして、 総体としての国家であったのか、ということで、幾つか挙げてみたいと思うんですが、一つ、三国世界観、 力の二重 が う言葉を途中で出てきましたけど意識をして使っておられます。 宗祖の眼 日本、 八万の国にも超たる国ぞかし」、という記述があります。 伝統仏教を継承しておられた、 実際の政策を執行する機関としての鎌倉幕府、 明 いう理解があるわけです。 向 確 その天皇を中心に据えた上で、この国家全体像というのを捉えておられた、ということが、 流罪にしたのは当然鎌倉幕府、 「純円の機なり」、 |構造というのを、 という、 当時は、 立正安国論の提出先が、 前にあった国家とは、 分かるかと思います。これらから、 では、 次の例のような見方をしております。これも資料がありますけれども、「日本一 震旦は唐、 三国の世界、 世界地図がないですから、 国王を天皇に据えていた、という考えは、 という記述があったり、 日蓮聖人は理解しておられた、 中 そして、 国でありますが、 というのを認識しておられました。そして日蓮聖人はそれぞれに対して、 ということで、もう一度見直してみたいと思います。天皇を中心とした権門体制 という言葉に重なりますが、単純にそういうことなのか、ということで、 幕府であったというのも、 その根拠として、 であります。ですから、この鎌倉幕府を国主という形で用いている、という 地球儀もありませんので、当時の人の世界観というのは、 それぞれの国に対して、 日蓮聖人は、 或いは、「しかるに我日本国 国主としての鎌倉幕府、 という風に捉えることができると思います。 実は、 ですから、 国主としての幕府を理解すれば、 国王として天皇を据えております、 実は、 同じ『新国王御書』 自分を流罪にした国主、 権門体制の一般的な見方と重なる、 三国世界観の中で、 日本は優れているんだと、 という認識をお持ちでした。それは、 は 一閻浮提の内、 の資料に、「其上神は又第一天 というような形です。 天竺、震旦、 州は印度震旦 月氏漢土にもすぐ 十分納得がいくわ 理解できます。 そしてそのもと そして、 超えてるんだ 天竺 比較をし 同じであ 天竺・震 というの 伝統宗 一に似 で 権

した、 に 長なるべし。」というような形で書いてあります。この釈尊御領観というのは、ここに本源的主権者たる釈尊のもと 等が門まほり。 玉 守護されている、 照太神・第二八幡大菩薩、 佐前佐後、先ほど若干の動揺、 まった、という点で、 俗の権力、 我等が親父釈迦如来の御所領をあづかりて、正法の僧をやしなうべき者につけられて候。 蓮主義とかですね、 を持っておられた、 の天皇を意識され さざるを得ない部分があります。 しますけれども、 いうことでご理解をいただければという風に思います。そして三番目、 んですけれども、 んでしまうんではないかと、これは、 「が日本だと、 梵天・帝釈天、毘沙門天、 国土即仏土論に近い、 それに直接、 いう風にこれを捉えておられた、 又四州の王等は毘沙門天が所従なるべし。 これは、 その神の先祖たる天皇家の意識もここにはあるんだと思いますが、 てい 佐前においては、 そういうものにも繋がってしまう、 それが、 特別な意味を持つ、そういう見方であります。こういう日蓮聖人独自の見方があったんだ、と た、 仏教の秩序を結びつけていく、そういう独自の考え方であります。 ⑤のCをご覧ください。『法門可被申様之事』という御文章ですけれども、 という意味で、 第三は山王等三千余社、 ものなんですが、国土即仏土論の中でも、 佐後にあっては天皇の権威を認めない、 四州の王、そして日本国王という階層関係を想定した上で、 天皇に対する見方に動揺があったと申し上げました。その動揺の内容については省略 天皇があって、 天皇を幕府の上位に位置付ける、 後の研究の題材にしたいと思っています。 天皇を上位において、 天皇は侵すべからざる、 という風に見ることができます。これに対する誤解が、 昼夜に我国をまほり、 まあ日蓮聖人が悪いわけではないんですが、 其上、日本秋津嶋は四州の輪王の所従にも及ばず、 そのもとに幕府がい という記述が幾つか出てまいります。 権門体制的な国家観、 佐前佐後の変化、 完全にこの日本国王を仏法のもとに置いてし 先ほど神に守護されている、 朝夕に国家を見そなわし給。」 そして②、 .ると、 神に守護されている、 毘沙門等は四天下の主、 ということでありますが、 これは最初のほうに その、 釈尊御領観ということな これを持ってい 7 う権門体制的 日本国王という世 色々な問題を孕 「梵天帝釈等は その神の 将来の、 即 それ そうい 但 子孫 出ま 神に 嶋 此 か の · أ Н

だ、 ず。 は、 です。 る 毛 次の資料であります。 られて、 にはなく、 子孫である天皇じゃなくても王になるということを明らかに明かされている。 ち王と申すのは、 語の人、右大将・権大夫殿は不妄語の人、正直の頂、 この百王守護の天皇の神聖を否定している、否定しかねない文章が、こういう風に出てきているのであります。 てありますが、 源頼朝 「百王を守護せんと云は正直の王百人を守護せんと誓給」と書いてあります。 これは不妄語の人だと言っている。 というような記述です。 百王は守護するということです。それをしない者は、王たる資格はないんだという、 正直の法である法華経を受持する、 諂曲の人の頂なる故なり。」ということで、天皇が、天皇じゃない、王じゃないと言ってる記述が見られるわけ 資格を認める、 そして一方、 人王八十一代安徳天皇・二代隠岐法皇・三代阿波・四代佐渡・五代東 天皇に特別 義時は北条義時ですが、 天皇の神聖を認める立場を取っておられたのが日蓮聖人なんですが、佐後にあってはそういう立場を改め かならず国主ならずとも正直の人のかうべにはやどり給なるべし。 天皇が神の子孫であるという血統をですね、認めない、そして、義時、 いう人は、王様というのは不妄語の人だ、そして右大将家というのは頼朝です、 そういう、 その先に「頼朝と義時とは臣下なれども其頂にはやどり給ふ。」という風に書いてます。 な権威を認めてい 「但し月は影を水にうかぶる。 天皇の神聖を認めない記述が、このように出てきているわけです。 可能性を示しておられるのが佐後の思想であります。 臣下だけれどもその頂にやどると、ですから、「正直なる故なり」という風に書 ない、 即ち不妄語の人は王といえるんだと、 しない、という条件として、正直なる故とか、いう記述があるわけですが、 天皇じゃなく、 濁れる水には栖ことなし。 八幡大菩薩の栖百王の内也」、という風に書いてあります。 天皇家の人間じゃなくても、 いう風に。 正直の人、即ち法華経を受持する人を ですから、 一條等の五人の 木の上草の葉なれども澄める露 然れば百王の頂にやどらんと誓給し これは顕密体制の、 頼朝が、それに代わり得るん こういう記述は、 更に続けて「王と申は不妄 ですから、 日本国王になる資格 国王の頂 この正直というの 権大夫は義時です 神孫たる、 にはすみ 中でのその 実は 次の 佐前 神の 領朝は 即

もとに、その宗教的に認められた世俗の国王、それを仏世界の階層関係を接合してその総体としての国家を捉えた、 りますが、そういう意味で、日蓮聖人が確かに伝統を受け継いで、その影響の下に、かなり色濃い伝統の下におられ ての分野で一貫しており、特に佐渡期の思想の深まりは重要な意味を持つ、佐渡期の思想の深まりは重要な意味を持 という点で独自の認識を持っておられたということです。 めさせていただきます。これらは、宗祖は範囲としての権門体制総体としての日本国を認識されていた、これは間違 これが余りにもクローズアップされると、当然弾圧の対象になる、ということです。これらをまとめて、最後にまと 天皇を王とした姿勢とは、 いうことが分かるかと思います。以上です、本日はご静聴ありがとうございました。 つと書いたんですが、 ないと思います。しかし、伝統仏教と同じような認識とは異なって、天皇の権威を認めていない、法華経の志向の これも事実でありますけれども、 佐渡期の思想の深まりについて余り触れられなかったんですけども、これは私の準備不足であ 明らかに、大きく異なる日蓮聖人の特別の姿勢である、という風に思いますし、 佐渡の変化を経て、 法華経を中心に据えているという点で、 極めて独自の世界観、 国家観というのを持つに至った、と 宗祖の思想はすべ 同時に、